株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズ

「料金その他の供給条件の内容」の一部変更について

このたび、当社では「料金その他の供給条件の内容」(以下、「料金表」といいます。) について、 下記のとおり内容の一部を変更させていただくことといたしましたので、ご案内申し上げます。

なお、本変更は2018年6月1日(金)より適用開始させていただきます。本変更後の料金表については、同日以降当社ホームページ(https://lixiltepco-sp.jp/)において閲覧いただけますので、あわせてご確認ください。

<変更箇所と対象となる料金表>

1. 契約電流に応じた制限についてのただし書きの変更

対象となる契約種別において、当社が判断した場合には、一般送配電事業者が電流制限器その他の適切な装置または電流を制限する記録型計量装置の取り付けを行わないことがあることを追記いたします。

<新旧対照表(変更箇所抜粋)>

(変更箇所は赤字下線の部分です)

対象の料金表

- ・建て得バリュープレミアム/スタンダード/ライト(東京電力 PG 管内)
- ・建て得でんき A/B/C (東京電力 PG 管内)

変更前変更後

4 (3) 契約電流

- イ 契約電流は、50 アンペアまたは 60 アンペア のいずれかとし、お客さまの申出によって 定めます。
- ロ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下、「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する記録型計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する記録型計量器を取り付けないことがあります。
- 4 (3) 契約電流
- イ 契約電流は、50 アンペアまたは 60 アンペア のいずれかとし、お客さまの申出によって 定めます。
- コ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適切な装置(以下、「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する記録型計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者または当社は、電流制限器等または電流を制限する記録型計量器を取り付けないことがございます。

2. 誤記の修正等

参照箇所に関する誤記等の修正を行うとともに、いくつかの箇所において文章の表現をふさわし いものに修正いたします。その主な箇所は次のとおりです。

<新旧対照表(変更箇所抜粋)>

(変更箇所は赤字下線の部分です)

対象の料金表

2 (1)

- ・建て得バリュープレミアム/スタンダード/ライト(東京電力 PG 管内)
- ・建て得でんき A/B/C (東京電力 PG 管内)

変更前

この料金表は、電灯または小型機器を使用 され、当該一般送配電事業者(栃木県、群 馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県および静岡県「富士川以 東]を供給区域とする一般送配電事業者に 限ります。)が定める託送供給等約款および その他の供給条件等(以下、「託送約款等」 といいます。)の電灯標準接続送電サービス または電灯時間帯別接続送電サービスの対 象となるお客さまで、次のいずれにも該当 し、当社との協議が整ったお客さまを対象 といたします。なお、お客さまには、この 料金表とともに、当社が別途定める電気需 給約款[低圧](以下、「需給約款」といいま す。) が適用されます。需給約款に定めのあ る事項について、この料金表に定めがある 場合は、この料金表が優先して適用される ものとします。また、この料金表において 別途定義されている用語を除き、この料金 表で用いられる用語は、需給約款で用いら れている用語と同一の意義を有するものと します。

4 (4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および需給 約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進 賦課金)(3)によって算定された再生可能エ ネルギー発電促進賦課金の合計といたしま す。ただし、電力量料金は、需給約款別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平 均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、 別表 2 (燃料費調整) (1) 口によって算定さ れた燃料費調整額を差し引いたものとし、 別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定さ れた平均燃料価格が 44,200 円を上回る場 合は、別表 2 (燃料費調整) (1) 口によって 算定された燃料費調整額を加えたものとい たします。

変更後

2(1)

この料金表は、電灯または小型機器を使用 され、当該一般送配電事業者(栃木県、群 馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県および静岡県「富士川以 東]を供給区域とする一般送配電事業者に 限ります。)が定める託送供給等約款および その他の供給条件等(以下、「託送約款等」 といいます。)の電灯標準接続送電サービス または電灯時間帯別接続送電サービスの対 象となるお客さまで、次のいずれにも該当 し、当社との協議が整ったお客さまを対象 といたします。なお、お客さまには、この 料金表とともに、当社が別途定める電気需 給約款[低圧](以下、「需給約款」といいま す。) が適用されます。需給約款に定めのあ る事項について、この料金表に定めがある 場合は、この料金表が優先して適用される ものといたします。また、この料金表にお いて別途定義されている用語を除き、この 料金表で用いられる用語は、需給約款で用 いられている用語と同一の意義を有するも のといたします。

4 (4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および需給 約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進 賦課金)(3)によって算定された再生可能エ ネルギー発電促進賦課金の合計といたしま す。ただし、電力量料金は、需給約款別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平 均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、 需給約款別表 2 (燃料費調整) (1) ニによっ て算定された燃料費調整額を差し引いたも のとし、需給約款別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、需給約款別表 2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃 料費調整額を加えたものといたします。

変更前

5 (4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および需給 約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進 賦課金)(3)によって算定された再生可能エ ネルギー発電促進賦課金の合計といたしま す。ただし、電力量料金は、需給約款別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平 均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、 別表 2 (燃料費調整) (1) 口によって算定さ れた燃料費調整額を差し引いたものとし、 別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定さ れた平均燃料価格が 44,200 円を上回る場 合は、別表 2 (燃料費調整) (1) 口によって 算定された燃料費調整額を加えたものとい たします。

別表 2 (3)

(1)によって算定された定額料金適用電力 量、第 1 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以 下第 1 位で四捨五入いたします。

変更後

5 (4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および需給 約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進 賦課金)(3)によって算定された再生可能エ ネルギー発電促進賦課金の合計といたしま す。ただし、電力量料金は、需給約款別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平 均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、 需給約款別表 2 (燃料費調整) (1) 二によっ て算定された燃料費調整額を差し引いたも のとし、需給約款別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、需給約款別表 2 (燃料費調整) (1) 二によって算定された燃 料費調整額を加えたものといたします。

別表 2 (3)

(2)によって算定された定額料金適用電力 量、第 1 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以 下第 1 位で四捨五入いたします。

※変更の内容に鑑み、主な箇所のみ記載しております。

<新旧対照表(変更箇所抜粋)>

(変更箇所は赤字下線の部分です)

対象の料金表

・建て得バリューE プレミアム/スタンダード(東京電力 PG 管内)

変更前

2 (1)

この料金表は、電灯または小型機器を使用 され、当該一般送配電事業者(栃木県、群 馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県および静岡県[富士川以 東]を供給区域とする一般送配電事業者に 限ります。)が定める託送供給等約款および その他の供給条件等(以下、「託送約款等」 といいます。) の電灯標準接続送電サービス または電灯時間帯別接続送電サービスの対 象となるお客さまで、次のいずれにも該当 し、当社との協議が整ったお客さまを対象 といたします。なお、お客さまには、この 料金表とともに、当社が別途定める電気需 給約款[低圧](以下、「需給約款」といいま す。) が適用されます。需給約款に定めのあ る事項について、この料金表に定めがある 場合は、この料金表が優先して適用される ものとします。また、この料金表において 別途定義されている用語を除き、この料金 表で用いられる用語は、需給約款で用いら れている用語と同一の意義を有するものと します。

変更後

2 (1)

この料金表は、電灯または小型機器を使用 され、当該一般送配電事業者(栃木県、群 馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県および静岡県[富士川以 東]を供給区域とする一般送配電事業者に 限ります。)が定める託送供給等約款および その他の供給条件等(以下、「託送約款等」 といいます。)の電灯標準接続送電サービス または電灯時間帯別接続送電サービスの対 象となるお客さまで、次のいずれにも該当 し、当社との協議が整ったお客さまを対象 といたします。なお、お客さまには、この 料金表とともに、当社が別途定める電気需 給約款[低圧](以下、「需給約款」といいま す。) が適用されます。需給約款に定めのあ る事項について、この料金表に定めがある 場合は、この料金表が優先して適用される ものと<u>いたします</u>。また、この料金表にお いて別途定義されている用語を除き、この 料金表で用いられる用語は、需給約款で用 いられている用語と同一の意義を有するも のといたします。

変更前 変更後

8 料金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整)(1)ロによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整)(1)ロによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

8 料金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、需給約款別表 2 (燃料費調整額を差し引いたものとし、無給約款別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200 円を上回る場合は、需給約款別表 2 (燃料費調整)(1)上によって算定された平均燃料価格が44,200 円を上回る場合は、需給約款別表 2 (燃料費調整)(1)上によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

※変更の内容に鑑み、主な箇所のみ記載しております。

以上

小売電気事業者

株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズ (小売電気事業登録番号: A0461)

〒136-0071

東京都江東区亀戸 6 丁目 57番 20号 FUJISAKI KAMEIDO東ロビル 8階

お問い合わせ先

0120-228-267

(月曜日~金曜日 9:00~18:00/土日祝日 9:00^{17:00}) (年末年始・夏季休暇等を除く)